

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月2日

鳥取県知事 平井伸治

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

令和8年度強度行動障がい支援者養成等研修実施業務 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務の期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

### (4) 入札方法

ア 入札は、紙面による入札とする。

イ 入札書に記載する金額については、令和8年度強度行動障がい支援者養成等研修実施業務にかかる費用（入札説明書別添令和8年度強度行動障がい支援者養成等研修実施業務仕様書第2の4の（6）アの実費相当額は含めないこと。）一式を記載することとし、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の研修業務に登録されている者であること。

(3) 令和5年4月以降に強度行動障がい支援者を養成する研修実施実績（官民間問わず）がある者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

## 3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

## 4 入札手続等

### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課生活支援・指導担当

電話 0857-26-7866

ファクシミリ 0857-26-8136

電子メール shougai-fukushi@pref.tottori.lg.jp

### (2) 入札説明書等の交付方法

令和8年3月2日（月）から同月11日（水）までの間に鳥取県障がい福祉課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/shougai-fukushi/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び交付時間

令和8年3月2日（月）から同月11日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分

までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月18日（水）午後2時半、即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午とする。）

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟議会史編纂室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、令和8年3月11日（水）午後5時15分までに郵便等（必着）又は持参により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。